平成２２年（フ）第２９５８号
札幌市北区屯田６条４丁目５番23号
債務者　角田　智一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７６号
北海道千歳市新富３丁目３番14―401号
債務者　國廣　直紀
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７９号
札幌市豊平区美園２条３丁目１番１号　リッチフィールド108号
債務者　細野　　晃
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９８号
札幌市手稲区稲穂４条３丁目１番18号
債務者　西村テイ子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３９号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番３　市営住宅１－Ａ―102号
債務者　池田　　敏
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０６７号
札幌市東区伏古14条４丁目５番10号　イーストウィング101号
債務者　吉田　明美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０６９号
北海道石狩市花川北１条５丁目223番地　木村パレス３号
債務者　杉本　俊男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７５号
札幌市中央区南５条西27丁目１番20―308号
債務者　大浦利久子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８号
北海道登別市桜木町２丁目15番地54、住民票上の住所北海道白老郡白老町末広町４丁目２番24号
債務者　佐藤　直美（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
北海道室蘭市大沢町３丁目13番５号、前住所北海道札幌市中央区南８条西１丁目13番地パレスマンション803号
債務者　宮崎　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
北海道天塩郡天塩町サラキシ4657―２　株式会社宗谷岬牧場　天塩分場、住民票上の住所北海道天塩郡幌延町栄町６番地114　栄町公住66号
債務者　合田　信彦
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第４６号
北海道網走市つくしケ丘６丁目11番１―20号
債務者　野呂　忠男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
盛岡市前九年１丁目７番27号　コーポ太田２号
債務者　大川　元晴
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６１２号
盛岡市玉山区下田字下田46番地６
債務者　山本　　正
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６１８号
岩手県宮古市八木沢２丁目３番５―103号　市営住宅
債務者　白澤　善幸
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６３３号
盛岡市月が丘３丁目15番５―404号
債務者　久保田可奈子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３３号
福島県いわき市小名浜大原字西細野地121番地の５
債務者　鈴木　　守
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部